

廃棄物対策課コーナー

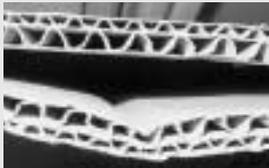
ごみと資源の分別にご協力を！

2月は、段ボール、古紙 の出し方を説明します。

平成16年度に再資源化した段ボールは881トン、古紙が422トンとなっており、対馬市が島外に搬出した資源物の約65%を占めています。



分別ルール

	段 波 ー ル	古 紙
資源として出すもの	紙と紙の間に波状の紙があるもの。 	新聞紙 雑誌類（週刊誌、マンガ、本、ノート、教科書、チラシ、広告など）
まちがいやすいもの	菓子箱、ケーキの箱、たばこの外箱などは可燃ごみです。	包装紙、紙袋、コピー用紙、コンピュータ用紙などは可燃ごみです。
特に注意すること	ラベル、止め金、粘着テープ、送り状は取り外す。 汚れているものや濡れているものは可燃ごみです。	新聞紙、雑誌類をそれぞれ、ひもで十字に束ね10kg程度に梱包してください。(混ぜないでください。) 汚れているものや濡れているものは可燃ごみです。

それぞれ種類ごとに資源ごみ袋に入れて、指定された日に出してください。

このように混ぜているために資源にならない、もつたないごみが見られます。分別の徹底とリサイクルの推進に皆さんのご協力をお願いします。

可燃ごみと不燃ごみが混ざっている。資源となる空き缶にたばこの吸殻が入っている。
資源用の袋に可燃ごみや不燃ごみが入っている。
せっかく資源袋にいれているのに缶とびんが混ざっている。

まぜればごみ わければ資源

12月号から3回に分けて資源となるごみの出し方を説明いたしました。
この他、対馬市では、蛍光管や乾電池についても島外に搬出し、専門の処理業者に再利用のための処理を委託しています。
これらのリサイクルのための運搬や処理に、対馬市は年間およそ2千万円を負担し、資源の節約、地球温暖化防止に貢献しています。



対馬クリーンセンターに集められた雑誌類

高齢者をねらう悪質リフォームにご注意！

『無料点検にきました』と訪問の目的を隠し「柱が腐る」「家が倒れる」などと言いつつ恐怖をあおつて「必要のない家の修繕やシロアリ駆除」などの契約を強引にさせる悪質な訪問販売による被害が大きな社会問題となっております。
被害にあわないために、
無料点検といわれても、相手の話をうのみにしない。
契約は一人でしない、すぐにはしない、まず相談を。
必要のない契約をしまつてもクーリング・オフで契約を解除できます。
おかしいと思ったら、一人で悩まず、早めに相談を・・・

お問い合わせ先
対馬市観光交流商工課

0920 53 6111
(内線) 366 (各支所総務課でも、受付しています。)

対馬北警察署 0920 84 2110
対馬南警察署 0920 52 0110

長崎県消費生活センター 095 824 0999
長崎県住宅課 095 822 5178

(財)長崎県住宅・建築総合センター 095 825 6944

平成18年度対馬市建設工事・建設関連(コンサルタント)・物品・役務の提供等の入札参加資格申請書審査実施要領について

1 資格【共通】

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者でない者
- (2) 対馬市税並びに消費税及び地方消費税等に未納がない者

【建設工事】

- (1) 建設業法第3条第1項の許可を受けている者
- (2) 建設業法第27条の29の規定による総合評定値請求を行った者

【コンサルタント】

- (1) 法律上営業に関し、登録等を義務付けられている業務は、登録を受けている者

【物品・役務の提供等】

- (1) 法律上営業に関し、登録等を義務付けられている業務は、登録を受けている者
- (2) 原則として1年以上の営業実績を有する者

2 受付場所 対馬市美津島支所 別館会議室 長崎県対馬市美津島町雞知甲550 20

3 資格の有効期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間。

4 申請書様式 中央公契連(国)の統一様式及び対馬市独自の様式による。

5 実施要領及び申請書独自様式の入手方法

(1) 下記の場所により、配布する。

住 所	配 布 場 所	電 話
対馬市巖原町国分1441	対馬市役所 4 F 総務部財務課	0920 53 6111
対馬市美津島町雞知甲550 2	美津島支所 2 F 産業建設課	0920 54 2271
対馬市豊玉町仁位380	豊玉支所 2 F "	0920 58 1111
対馬市峰町三根451	峰支所 1 F "	0920 83 0301
対馬市上県町佐須奈甲567 3	上県支所 1 F "	0920 84 2311
対馬市上対馬町比田勝575 1	上対馬支所 2 F "	0920 86 3111

(2) インターネット利用の場合

対馬市ホームページよりダウンロード <http://www.city.tsushima.nagasaki.jp>

6 受付期間・方法

受付は次の期間に限り行うものとし、受付時間は9:00~12:00と13:00~16:30とします。なお、郵送による受付は行いませんので、提出書類を作成した方で提出書類の記載内容全般に精通した方に持参させて下さい。

受 付 日	商 号 の 頭 文 字
平成18年3月3日(金)	【市内業者】 ア行
平成18年3月6日(月)	【市内業者】 カ行
平成18年3月7日(火)	【市内業者】 サ行
平成18年3月8日(水)	【市内業者】 タ行(タ・チ)
平成18年3月10日(金)	【市内業者】 タ行(ツ~ト)・ナ行
平成18年3月13日(月)	【市内業者】 八行
平成18年3月14日(火)	【市内業者】 マ行~
平成18年3月15日(水)	予備日
平成18年3月17日(金)	都合により指定日に申請できなかった場合はこの期間にお願いします。
平成18年3月20日(月)	

7 問い合わせ先 対馬市総務部財務課 0920 53 6111(代表)

物 品...スポーツ用品・楽器・図書・教材・事務用品・印刷・繊維・看板・掲示板製作
 車両・燃料・電気製品・衛生機器 等
 役務の提供...清掃・警備・機械設備保守・運送・リース 等